

市第 112 号議案

横浜市福祉特別乗車券条例の一部改正

横浜市福祉特別乗車券条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 7 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市福祉特別乗車券条例の一部を改正する条例

横浜市福祉特別乗車券条例（平成25年 2 月横浜市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「区間」の次に「又は区域」を加え、同条第 4 号中「一般乗合旅客自動車運送事業者」を「一般旅客自動車運送事業者」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年10月 1 日から施行する。

提 案 理 由

福祉特別乗車券の提示により利用することができる交通機関の範囲を拡大するため、横浜市福祉特別乗車券条例の一部を改正したいので提案する。

**参 考**

横浜市福祉特別乗車券条例（抜粋）

（上段 改正案  
下段 現 行）

（乗車券による交通機関の利用）

第 2 条 乗車券の交付を受けた者は、乗車券を提示することにより、運賃又は料金を支払うことなく、次に掲げる交通機関を規則で定める区間又は区域において利用することができるものとする。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

- (4) 規則で定める一般旅客自動車運送事業者  
一般乗合旅客自動車運送事業者が運行する一般乗合旅客自動車